## 日本泌尿器科学会 財務委員会規則

制定 2000年6月7日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会財務委員会(以下「委員会」という。)と称する。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第 2 条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会(以下「理事会」という。)のもとに、財務に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 予算の立案
- (2) 決算の確認
- (3) 事業計画の審議、立案
- (4) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

## 第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし理事を含むものとする)。
- (3) その他、委員会が必要と認める者

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

- 第 7 条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

第4章 会 議

(委員会の開催,議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。 (委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補 則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、2005年4月12日から施行するする。

附 則

(施行期日)

- この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。
  - 1 規則書式変更に伴う修正。用語統一。
  - 2 第6条 「委員は、原則として日本泌尿器科学会総会時の理事会において半数を改選」という 規則を削除。
  - 3 第6条 任期の制限につき追記。「継続して2期を超えることはできない」
  - 4 第7条 委員長は理事であることとしたため、下記を削除。
    - 4 委員会に、財務委員会担当理事を置く。財務委員会担当理事は、委員の中から1名委員長が 指名する。
    - 5 財務委員会担当理事は、財務の円滑化を図る。
  - 5 第8条 委員会の開催の委員定数の変更(過半数->3分の2)。